

仕様書

1. 件名

2015 年度ものづくり・サービス産業海外展開専門家事業

2. 目的

以下「3. 対象分野」において海外市場の開拓を目指す日本企業に対して、情報提供・アドバイスおよびビジネスマッチング支援等を行うことで、日本企業の海外市場開拓を後押しする。

3. 対象分野

(1) 機械・環境分野

① 機械・部品 (金属加工機械、工作機械、産業機械、工具、縫製機械、医療機器、その他機械全般)

② 環境・エネルギー機器 (水ビジネス、その他環境・エネルギー全般)

※ () 内は当該分野出身者がいれば望ましいが、限定はしない。

(2) 生活関連分野

① 日用品・生活雑貨 (ただし対象は中国大陸・台湾市場、ASEAN 市場に限る)

② デザイン製品・伝統産品

③ ファッション

(3) サービス分野

サービス (流通・小売、外食、理美容、教育、その他生活関連サービス)

4. 利用対象企業

(1) 機械・環境分野

中堅・中小・小規模事業者

(2) 生活関連分野

中小・小規模事業者

(3) サービス分野

全ての規模の事業者

※ いずれの分野においても、コンサルタントや調査会社、代理人等は対象外とする。

5. 業務内容

海外市場開拓を目指す日本企業に対して、以下の業務を行う。

(1) 案件発掘

海外市場開拓の見込みがあり、専門家による支援の活用が期待されると考えられる日本企業に対して、サービスの積極的な利用を勧奨する。また、海外展開に関して潜在力を有すると考えられる日本企業について、面談もしくは電話ヒアリングにより情報収集を行う。

(2) 情報提供、アドバイス

利用企業からの海外市場開拓に関する相談に対し、面談・書面による情報提供およびアドバイスを実施する (必要に応じ、ワークショップや個別相談会において、マーケティングスキルや効果的な営業手法等に関する情報提供・アドバイスも行う)。

(3) ビジネスマッチング支援

利用企業からの求めに応じて、海外展示会や国内商談会等における海外企業とのビジネスマッチングを支援する。具体的には、取引先候補となる海外企業リスト作成、海外企業概要シート作成、商談アポイント取得、商談同席等の支援業務を行う(ジェトロの要請に基づく海外出張が発生する場合もある)。

6. 業務の依頼方法

(1) 上述5. (1)の業務については、ジェトロの指示に基づき、受託者に依頼する。

(2) 上述5. (2)～(3)の業務については、本事業の利用を希望する企業からの利用申請に基づき、ジェトロが受託者の専門性を踏まえて検討し、最も適当な受託者に依頼する。

(3) 受託者はジェトロからの依頼内容を確認し、対応の可否を回答する。

(4) 受託者が対応可能な場合、日程調整等を行い、業務を実施する。

※上述5. (1)の業務については、業務実施前に訪問先および訪問ルートに関して受託者がジェトロに申請を行うこととし、ジェトロによる承認を得ることとする。

(5) 上述5. (1)～(3)の業務については、いずれもジェトロの指示に基づき実施することとする。

7. 委託費および経費

(1) 委託費

①ジェトロの指示に基づく「案件発掘業務」、については、以下の通りとする。

実施業務	単価	備考
案件発掘業務	10,800 円(税抜き)/件	・原則として、対象企業へのヒアリングを実施の上、別途ジェトロが指定する様式に基づき報告を行う。 ・報告後 60 日以内に対象企業からサービス利用申込があった場合、1 件を計上する。60 日以内にサービス利用申込の無い企業については計上対象外とする。 ※ジェトロが別途指定するサービスを対象とする。

②ジェトロの指示に基づく「情報提供・アドバイス業務」、については、以下の通りとする。

実施業務	単価	備考
情報提供・アドバイス業務(面談) ※ワークショップ・個別相談会における 情報提供・アドバイス業務を含む	5,400 円(税抜き)/15 分	15 分未満は切り上げ
情報提供・アドバイス業務 (書面(Eメール/FAX 等))	10,800 円(税抜き)/件	

③ジェトロの指示に基づく「ビジネスマッチング支援業務」については、各業務に要する業務従事時間を以下の通りとみなし、委託費を算出する。

実施業務	単価
海外企業リスト作成業務 ※1、※2	1,800 円(税抜き)/件
海外企業概要シート作成業務 ※1、※3	10,800 円(税抜き)/件

商談アポイント取得 ※1、※4	7,200 円(税抜き)/件
商談同席	5,400 円(税抜き)/15 分 ※15 分未満は切り上げ

- ※1 同一の展示会等において、現地企業1社が複数の利用企業と商談を行う場合、海外企業リスト作成業務、海外企業概要シート作成業務、商談アポイント取得の件数は現地企業数を以て算出する。(複数の利用企業に対する海外企業リスト作成、海外企業概要シート作成、商談アポイント取得の場合、同一の現地企業については重複して計上しない。)
- ※2 企業名、ウェブサイト、連絡先等の基本情報のみが掲載された簡易なリストを想定。企業データベース、ダイレクトリー、業界団体ウェブサイト等を情報源として、利用企業の取引先候補となる企業を抽出する。
- ※3 基本情報に加え、企業概要や取扱商品、取引実績等の詳細が記載されたシートを想定。ヒアリング等により、当該企業に関する情報収集を行う。
- ※4 商談アポイント取得は実施された商談について計上するものとし、キャンセルされた商談については計上しない。但し、利用企業の事情によりキャンセルされた商談については計上する。

(2) 旅費

- ①別の定めにより、発生する旅費(交通費・宿泊費・日当)を支払う。また、原則として交通手段等の手配は受託者が行い、係る経費を立替えることとする。なお、航空券等は、ジェットロより現物支給を行う場合がある。
- ②上述5.(1)の業務については、受託者による事前申請に基づきジェットロが内容確認を行い、承認された案件に対して旅費を支払うこととする。

(3) 面談日程決定後の面談キャンセルまたは日程変更に伴い発生した経費

別の定めにより、当該経費が発生する場合においてジェットロが認めたものを支払う。

(4) 消費税

- ①受託者が課税事業者である場合は、「消費税及び地方消費税」を含めて支払う。
- ②受託者が免税事業者である場合は、「消費税及び地方消費税相当額」を支払うことはできない。
- ③契約期間に課税事業者、免税事業者のステータスが変った場合は、速やかにジェットロに連絡すること。

(5) その他委託費及び経費に関する留意点

- ①契約期間中の業務実施時間は、分野別に以下の通りとする。
 - 機械・環境分野 契約期間において最長 70 時間相当まで
 - 生活関連分野 契約期間において最長 92 時間相当まで
 - サービス分野 契約期間において最長 74 時間相当まで
- ②面談は 1 回あたり 2 時間を目安とし、15 分単位で算出(15 分未満は切り上げ)する。
- ③書面(Eメール/FAX)による相談対応の場合、原則として 1 件を 30 分相当として算出する。
- ④移動および事前準備、事務連絡に要する時間分は委託費に加算されない。
- ⑤電話による相談対応は業務対応実績の計上対象外とする。
- ⑥通信費・コピー代などの事務諸経費について、ジェットロは負担しない。

8. 報告書の提出

- (1)相談等業務実施後、支援業務報告書(様式はジェットロが別途指定)を業務実施日の翌日から起算して 5 営業日以内にジェットロに Eメールにて提出する。
- (2)業務完了報告書(様式はジェットロが別途指定)を 2016 年 3 月 31 日(木)(必着)までにジェットロに郵送にて提出する。

9. 支払方法

- (1) 委託業務が発生した月単位で支援業務報告書および旅費その他証憑を確認後、ジェトロが支払額を算出し、確定した金額を受託者に通知。
- (2) 受託者は同通知額に基づき、請求書をジェトロに送付。
- (3) ジェトロは同請求額を指定された受託者の口座に支払う。
- (4) 受託者が個人の場合は、ジェトロによる源泉徴収額※を差し引いた額を支払う。

※ジェトロから受託者への全ての支払(旅費および面談取消または日程変更に伴い発生した経費を含む)が源泉徴収対象となる。

10. 業務委託期間

契約締結日～2016年3月31日(木)

※業務の実施は2016年3月18日(金)まで

11. その他

- (1) ジェトロは、受託者に対して「日本貿易振興機構(ジェトロ)ものづくり海外展開専門家」もしくは「日本貿易振興機構(ジェトロ)サービス産業海外進出支援専門家」の名刺を必要に応じて支給する。ただし、本業務遂行上必要がある場合のほかで、この名刺を使用してはならない。また、本件業務終了後、ただちに名刺をジェトロに返還すること。
- (2) 受託者は、支援対象企業と支援中に新たに顧問契約を結ぶなどの契約行為をし、その顧客にしてはならない。

以上